

所定疾患施設療養費に関する治療の実施状況

平成 24 年 4 月の介護報酬改定により、介護老人保健施設において、入所者の医療ニーズに適切に対応する観点から、所定の疾患を発症した場合における施設での治療について、下記の条件を満たした場合に介護報酬で評価されることになりました。

当施設では、所定疾患施設療養費を適切に算定し、毎年度、ホームページにて治療の実施状況を公表致します。

【算定条件】

- (1) 対象となる入所者の状態は次の通りである
 - ・ 肺炎
 - ・ 尿路感染症
 - ・ 帯状疱疹（抗ウイルス剤の点滴注射を必要とする場合に限る）
- (2) 所定疾患施設療養費は、肺炎等により治療を必要とする状態となった入所者に対し、治療管理として投薬、検査、注射、処置等が行われた場合に、1 回に連続する 7 日を限度とし、月 1 回に限り算定する。
- (3) 算定する場合にあつては、診断名、診断を行った日、実施した投薬、検査、注射、処置の内容等を診療録に記載しておく。
- (4) 請求に際して、診断、行った検査、治療内容等を記載すること。
- (5) 当該加算の算定開始後は、治療の実施状況について前年度の当該加算の算定状況を公表する。

【平成 30 年度算定状況】（平成 30 年 4 月～平成 31 年 3 月）

肺炎	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
件数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
日数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

尿路感染症	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
件数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
日数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

帯状疱疹	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
件数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
日数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

【治療内容】

肺炎：血液検査、血中酸素濃度の測定、抗生剤の内服・点滴、水分補給等医師による診断のもと、必要な治療を行う

尿路感染症：血液検査、検尿、血中酸素濃度の測定、抗生剤の内服・点滴、水分補給等医師による診断のもと、必要な治療を行う

帯状疱疹：医師による診断のもと、抗ウイルス剤の点滴を行う